

MASUKI INFO. DESK FIGHTING REPORT

関西より発信

No. 226
【発行・編集】
MASUKI 情報デスク
増木直美
大阪府豊中市上新田2-6-25-113
TEL 090-3710-4815
FAX 06-6835-0974
http://mid.parfe.jp/
mid@jewel.ocn.ne.jp

● 祝祭日には国旗を掲げましょう。卒業式には「仰げば尊し」を！

教育とは、PCの普及じゃない。学校で何を教えるか。 格調「特上」、浜田茂久南九州市議の真骨頂

南九州市(旧知覧町)
令和2年
第一回定例会 3月4日

◆議員(浜田茂久)

令和2年3月定例議会一般質問、浜田茂久でございます。私は平成31年4月30日平成天皇の退位礼正殿の儀ののち、翌日令和元年5月1日より新天皇の即位と改元に伴う剣璽等承継の儀から始まる国事行為として実施された5つの儀式、さらに11月14日、15日の国民の安寧と五穀豊穡を祈る大嘗祭へと令和の御代替わりが恙なく執り行われましたことを心から嬉しく思うもの一人でございます。そこで本日は先に通告しました本市の未来を担う子どもたちに対する教育問題としまして、天皇並びに皇室に関する教育の必要性につき質問を展開してまいります。



文部科学省は、本年4月より小学校においても全面的に英語教育を実施していくこととしており、その目標について小学校段階では、言葉や文化に対する関心や意欲を高めるのに適していることなどから、英語を使った活動を行うことを通じて国語や我が国の文化を含め言葉や文化に対する理解を深めるとともに、ALT外国語指導助手や学生、留学生等の外国人との交流を通じて積極的にコミュニケーションを図るようとする態度の育成を図り、国際理解を深めることを重視する考え方が考えられるとしております。

端的に申しますれば、英語力を高め日本がさらに進展する国際競争に負けな人材の育成を急務としているということかと存じます。

確かに諸外国の人々と会話する能力の向上を図ることは重要であります。その目標としております英語を使った活動を通して、国語や我が国の文化を含め文化に対する理解を深め、国際理解を深める上では英語教育を受ける子どもたちの自らの出自をより深く理解しておくことが大前提となると考える次第です。

本題に戻ります。その一つの道筋として、日本文化、歴史の背景にある世界に誇り得る日本独自の天皇制、皇室についての教育の必要性でございます。

日本書紀に記載のある紀元前の100年あたりに日本を日出する国として建国した神武天皇を初

代とし、その後、途切れることなく令和天皇を120の代として日本の歴史を守ってきた天皇の存在は、日本人の精神文化の形成に多大な影響を与えてきたと考えます。

平成の時代の天候災害、地震災害における多くの死傷者、行方不明者などを出した痛ましい被災に遭われた深い悲しみの中で、人々は己を律し、取り乱すことなく助け合い、秩序ある対応をしております。

このことは第120代の天皇の御位につかれた陛下が朝見の儀において「ここに皇位を継承するにあたり、上皇陛下のこれまでの歩みに深く思いをいたし、また歴代の天皇のなさりようを心にとどめ、自己の研さんに励むとともに、常に国民を思い、国民に寄り添いながら、憲法にのっとり日本国及び日本国民統合の象徴としての責務を果たすことを誓い、国民の幸せと国の一層の発展、そして世界の平和を切に希望します。」とお言葉を述べられております。

天皇の言葉に、天皇は中立・公平・無私な立場で日本のあるべき姿、日本人の

「M情報」は連合艦隊です。その旗艦が「NPO 法人百人の会(理事長、辻淳子大阪市会議員)」。2番艦「英霊を被告にした委員会」、3番艦「憲法一条の会」。4番艦「救う会大阪」。5番艦「台湾籍日本人支援の会」これらに頂だいたご意見等をM情報の責任で発信。

《M情報活動報告》編集指針：政治や国際問題、市民活動に全く無縁だった一般の人達に、「おばちゃん語」で政治を届ける

気質形成に強い影響を与えていることを私は読みとることが出来ます。

利己心に縛られることなく、利他心で結ばれた共同体日本を表現したものであり、先の各種災害における多くの人々の立ち振る舞いに通じるものと私は感じております。これから海外に進出していく若者たちは、まずは自分が何者であるかを理解しておくことが重要でございます。さもなければ自らの対等な立場での主張は不十分となり、大勢の中で自己喪失に陥り、他人、他国に隷属し国際コミュニケーションの本質は損なわれることとなり、いずれは日本を滅ぼしかねないのです。

日本国憲法第1章に、天皇という項目がまず取り上げられておりますが、そのことは天皇制が国の根幹を成すものと理解されます。そして、第1条天皇の地位、国民主権において、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づく」と宣言されております。これに対し、やはり小学校教育指導要領に、その手法を次のように解説しております。天皇の地位については、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい具体的な事項を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすること。さらに我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること。これが文

科省の方針であります。政治の働きと国民生活との関係を具体的に指導する際には、おのおの国民の祝日に関心を持ち、その意義を考えさせるよう配慮することとしております。天皇制や皇室について学び理解することにより真に日本のあるべき姿が見えてきます。小学校の段階でその知恵を身につけておくことは、英語教育とともにさらに重要です。

これまで私が提言をさせていただきましたことを踏まえ、まずは天皇、皇室についての教育に対する御認識を市長に伺います。さらに教育にあたって教職員の特定の歴史観、世界観に基づく偏向教育に陥ることなく中立公平、正しい理解に基づいた正確・適切な指導のための体制づくりに対する賢明なる有馬教育長の見解を伺います。

そして次に、新聞報道されたいじめや虐待などのハラスメント対策としての道徳教育の取り組みについての見解を市長、教育長に求めます。最後に結びとして、奈良時代に成立した日本最古の歴史書、日本書記について触れ、締めくくりにしたいと存じます。日本書記は、舎人親王らによる勅撰正史で養老4年(720年)に完成したと言われ、本年が編纂1300年の記念すべき節目でございます。勅撰正史とは、天皇の命令によって国家が編纂した歴史書のことでございます。その目的は、初代の天皇である神武天皇による日出する国建国、日本という国家の成立や歴史の正当性を示すことであり、日本とはどのような国であるかを海外に明らかにすることにあると言われております。1300年の記

念すべき節目に当たり、おそろしく日本書記がひとつのブームとなり目に触れる機会に日本の建国からの歴史に興味を抱き、昨年の天皇陛下下の即位に関する行事は天皇皇室に対し、子どもたちも大きな関心ごととなったことと思われまふ。これらの記録を教育に生かし、正確な知識を持って世界に伍することは、英語教育とともに我が国は欠かしてはならないものと考えます。より多くの知識習得の機会を子どもたちに与え、日本人としての誇り、プライドを身につけさせる上で教職員の存在が欠かせません。そのためにも今後、市長、賢明なる有馬教育長の働きに大きな期待を待ちまして一回目の質問を終わります。

◎教育長(有馬勉)

まず、天皇に関する教育についてお答えいたします。天皇に関する学習内容につきましては、学習指導要領に定められているところであります。小学校においては、第6の学年社会科において天皇の地位について学ぶことになっております。中学校においては、社会科公民的分野において日本国及び日本国統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について学ぶことになっております。今後とも天皇につきましても、学習指導要領を踏まえ正しく理解がなされるよう努めてまいりたいと思ひます。次に、教育公務員の中立・公平な教育についてお答えいたします。

教育公務員は教育基本法の中で、法律に定める学校は特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、そ

の他政治活動をしてはならないと定められているところであります。

また教育公務員は、採用の際にはもとより他市町村に異動するたびごとに服務の宣誓をすることになっております。その内容は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓うというものであります。さらに各種研修会においては、政治的行為の制限についても学んでいます。今後とも教育公務員として、中立・公平な職務の遂行がなされるよう指導してまいりたいと考えております。

次に、いじめや虐待などのハラスメント対策としての道徳教育の取り組みについてお答えいたします。道徳教育の目標は、自己の生き方を考え主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことにあります。中でも、いじめなどの問題につきましても未然に防いだり、仮に発生したときに自分たちで解決できる力をつけたりすることは、道徳教育の目標そのものにつながるものと考えております。従いまして、各学校では「生命の尊厳」、「親切・思いやり」、「友情・信頼」、「正直・誠実」、「相互理解・寛容」、「公正、公平、社会正義」、「善悪の判断」、「希望と勇氣」、「よりよく生きる喜び」などについて学ぶことになっており、これらの道徳教育で学ぶべきことは、いじめ防止につながると思います。今

後とも各学校では、特別の教科、道徳を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動など教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階を考慮した道徳教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

◆議員（浜田茂久）

ただ今、賢明なる有馬教育長から賢明なる答弁をいただきました。ただ私ができることをまず道徳教育の中で一つだけ指摘しておきます。その感想の答弁をいただきます。まず、天皇制に対する教育のありようは、国の方針に依り懇切丁寧に教育課程で指導していくこととあります。

ただ一つ申し上げておきたいのは、先ほど賢明なる答弁で学校の先生方の偏向教育についても返答いただきましたが、まず、なぜ我が国の国家の中で反日的イデオロギーができたかと申しますと、その原因は先の大東亜戦争の結果であります。

先の大東亜戦争の中で、我が国が連合国と国家国民を守るために戦いました。その大義は、神武天皇の日出する国日本を創設したときの国のありようの中に、日出する国日本の姿として、奈良の地で声明を出したのは、八紘一宇をもととする国家をつくるという八紘一宇の姿勢だったんです。その八紘一宇とは、この地球上に白人、黒人、黄色人種もろもろの人種が8人類以上あります。その人類を地球上の中で宇宙のもとに家族として、家族社会をつくりましょうと、そして助け合い、平

和な世界をつくりましますというのが、八紘一宇の神武天皇の国家成立の精神であります。先の大戦で我が国が大変な活躍をした、国家を守るためのした中であっても、戦争にノルマンディー作戦で連合国が勝利し、次にフィリピン戦で連合国の海軍を全滅させた途端に、連合国総司令官であるダグラス・マッカーサーが、もう勝利を確信して、そこで連合国の軍事会議の中で、ダグラス・マッカーサーは、日本国を将来立ち上げさせないようにするためには、八紘一宇の精神を打破する必要があるということを我が国の占領政策で用いたから、ダグラス・マッカーサーが最初に発した言葉は、明治天皇の教育現場で発した教育勅語であります。学校で教育勅語は廃止するというマッカーサーが最初に発した言葉です。

次に、我が国の歴史・神道にまつわる神道令というのを出して、全ての我が国の宗教を排除する姿勢が、我が国の国民の歴史観を排除されたんです。100年間、その国家が、神話及び歴史を忘れたらその国家は滅びると言われておるんです。既に敗戦して75年、100年まであと25年なんです。そういう骨抜きにされた中で周りを見ますと、学生の中でいじめがあり、家庭の中で我が子を虐殺する。いよいよ我が国も危ないなという思いがありましたので、道に迷ったら原点に戻るべきだと。こういう発言を、天皇制の発言をすると必ずマスコミが集中攻撃します。幾ら集中攻撃されても日本の民族国家を守りたい一念でこの問題を取り上げました。それをしっかりと教育長、受けとめて正しい姿の答弁

をいただきました。今、述べました明治天皇の教育勅語について、もう一度、教育の現場で原点に戻る。家族主義が我が国の原点でありますから、天皇・皇室の祈るはただ1点、国民の幸せを祈る、これが陛下の祈りです。それに基つき家族主義が我が国の国家の形態であり、親に孝行、親は子を宝物のように育て、兄弟みんな仲よく、いがみ合いのない家庭をつくるというのが我が国の道徳の原点です。それを発したのが先の明治維新。明治維新は、我が国が諸外国の植民地にならうとしておりましたから、このままでは日本も危ないということで、王政復古の戦いが、今、明治維新と言われているんです。王政復古をやったからこそ、我が国は自主独立を守り抜いたんです。明治維新がなかったら、江戸幕府は放火され、この国は、東洋の国、中国がそうでありますが、植民地化されたんです。そういうことを我が民族は、天皇陛下を中心にして守り抜きました。そして、国民の教育を明治天皇が教育勅語として残されました。それを、ダグラス・マッカーサーも、歴史を持つこの教育方針を認めていたからこそ廃止しようという軍事努力に出たんです。

今こそ我々は立ち上がり、原点に戻りハラスメント等のない国家にしようではございませんか。それについての教育長の、私の考えについての見解をお願いします。

のことにについて、議論があることは議員も御承知かと思えます。今、この場で私のほうからそのことに直接コメントをさせていただくことは差し控えたいと思いますが、しかし、教育の目的は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成、これを目指して行われるべきだということでございます。まさにこのことに尽きるというふうに思っております。そのために、私もは学校教育におきまして、子どもたちに、知・徳・体、調和のとれ、我が国の伝統、そして文化を尊重して、それらを運んできた我が国の歴史や、さらには郷土を愛する、そうしたことも大事にしていかなければならないというふうに思っております。ひいては、そのことが我が国を敬い、世界を敬っていく、そのことにつながっていく。国際社会の平和と発展に寄与する人材の育成に貢献するというふうに思っております。このことは、極めて重要なことだというふうに思っております。ひいては、我がふるさと、南九州市の発展、さらには郷土に貢献する心を培うことにつながるというふうに思っております。

◎教育長（有馬勉）

ただいまの議員の御高察・御意見等については承っております。そ

学校におきましては、こうしたことをしっかりと自覚しながら、教育が展開されていきますように、今後とも一層取り組んでまいりたいというふうに思っております。

◆議員（浜田茂久）

先ほど明快なる答弁をいただきまし
た。まさに和の国日本、和の国が形成
されたのは縄文時代であります。その
縄文時代の和の国の言葉をいただきま
して、心から満足しております。

一度、和の国が乱れかけたときに、
聖徳太子が十七条の憲法、その第一条
に取り上げたのは、日本は和を以て貴
うとするという精神論であります。そ
の和の国という言葉をいただきます
ので満足しております。ただ、一言和
を以て貴うとするという本当の意味合
いをわかっていない方々があります。

聖徳太子は、出ずる国の十七条憲法
に、我が国の政治姿勢を示したのは、
お隣の支那の国の国王に「日出ずる国
国王から日没する国王へつがなき
や」とこの文面で始まってあります。

いわゆる和の国の精神は、和を以て貴
うとするというのは、小さな人、子ど
もは、必ず和して同しない。しかし、
小さな人じゃなくて、ウドたるもの、
大人は、同せず和する、全て言いなり
になり、隷属しませんぞという情報の
心の発信なんです。これが、本当の和
を以て貴うとする。そういうことをこ
まめに皇室の天皇のありようを学校で
授業として取り上げるときに、ひとつ
丁寧な天皇と国民の間のことを教育現
場で伝えていくように発言しておきま
す。教育長については、大体終わら
ました。

◎市長（塗木弘幸）

大変難しい質問をいただいております

ですが、この天皇制については、日本国民
民の象徴であるということと天皇の地
位があると認識をしているところで
ございます。そして、今、議員がおっしゃ
られました天皇に関する学習というこ
とについては、この学習指導要綱を踏ま
えて進められていると思っております。
その中でもこの道徳教育というのは大
変重要なことであると、私も思っており
ます。いじめや虐待のない平和な社会に
なるように教育が行われればと私も願
っております。

◆議員（浜田茂久）

ただいま市長のほうからも答弁をい
ただきました。その中においては、文科
省の指導に従って、日本人形成をつく
っていくように考えておるといふふう
に受けとめました。ただ一つ、踏み込んで
答弁いただきましたのは、我が国の文
科省からの通達で、国旗の問題です。天
皇の一世一代の御代替わりのときに、必
ず市町村長は学校及び官公庁、会社等に
日本の祝日として国旗を掲揚し、天皇の
思いに慕ってくださということを今
回の御代替わりで行ったかどうか、一番
重要な部分です。天皇・皇室の皇道の記
念すべき日が、我が国の国家の休日なん
です。その日にその意味合いを学校でも
教えながら、皇室との関係を持っていた
だきたいというのが、我が国の総務省の
考え、文科省の考えであります。そのこ
とについては、答弁できたら、私は御代
替わりのときには、国旗を掲揚するよう
に呼びかけましたという答弁で結構で
す。これは全国に通達しております。

もう一点、道徳教育の中で触れたのは、
学生同士のいじめであります。そうい
ういじめのない精神を持っておるの
は、我が国の天皇であり、それを道徳教
育の中で重点項目として取り上げてい
く精神もお持ちください。学校は、そ
ういふことで、一言申し上げますならば、
教育長にも含めて、なぜ今、卒業式に大
恩ある先生と生徒の卒業式で、仰げば尊
しが歌われていないんでしょうかね。あ
のすばらしい師弟関係、尊敬し合う聖職
として生徒を育ててきた。六・三・三制

の中で、私の小学・中学時代は歌いまし
た。でありますから、恩師の心、いまだ
かつてあの歌は忘れません。何か卒業式
に、今、招待されていくとクニックに
行った帰りにさようなら会をやっている
ような感じなんです。その問題から間違
っております。やはり仰げば尊しを歌っ
て、師弟関係のいざさらばという腹をか
ためた契りを交わす。仰げば尊しを歌う
学校にするべきであるという意見につ
いては、特に教育長に答弁を求めます。

◎教育長（有馬勉）

ただいま、国歌君が代の関係とか、御
指摘の歌等についてのご意見をいま
すが、国歌君が代につきましては、これ
は学習指導要領の中にしっかりと位置
づけられておりまして、儀式的行事の中
では必ずそれを取り扱うようにという
ことで、これは本市においても、津々
浦々の学校できちととなされていると
ころでございます。先の歌につきま
しては、社会の意識の変化とともに、学校に
おいて先ほどのような変化が出てきて

いるところも確かにございます。中に
は、長いその学校の歴史の中で、地域
の風土、そして考え方そういったもの
を踏まえながら取り扱っている学校
もございます。そういったことにつ
いて、今、議員のほうから御自身の提言、
御意見を賜りましたが、そのことはそ
のこととして、十分承っておきたいと
いふふうに思います。

◎総務課長（金田憲明）

国旗掲揚につきましては、各庁舎に
も掲げるとともに、それから市民の方
へも国旗掲揚についての呼びかけを
行ったところでございます。

◆議員（浜田茂久）

市長、名教育長に救われましたね。
立派な答弁をいただきました。教育長、
心から敬意を表し、少なくとも仰げば
尊しを学校で聞ける環境になること
を願っております。我々の同志は、日
本全国の県議会でこのことを取り上
げて、一斉に活動に入ります。子ども
のかわいさの余りに、この問題だけは
心から師弟関係が通じるものと感じ
ております。市長の答弁は、名金田総
務課長の答弁で終わらだと思いま
すから、私の締めとしては、天皇陛下の
心は一つ、日本国民、万人の幸せを祈
る、これが天皇の御心であります。議
場の皆さん、もう一度マッカーサー政
策ののった反日本的な考えは正
しいきましようということ、声高
らかに申しまして、答弁ありがとうございます

議会質問・議員・自治体等からの報告

東京都杉並区令和2年
予算特別委員会 3月9日
松浦威明議員

◆松浦威明 委員

次に、自衛隊募集事業に関する協力体制についてお伺いします。

自衛隊の存在は、有事の際にも、現在でも他国から我が国を守っており、災害時においても必要不可欠な存在であることは、今や国民周知の事実です。その自衛隊を支える自衛官の新規募集事業は、国に代わり地方自治体が行うものとなっております。区は防衛省の地方協力本部から自衛隊の募集対象者情報の提出を依頼されております。

昨年の令和元年第4回定例会の私の一般質問の答弁で、「住民基本台帳法におきましては、国等の事務の遂行に当たって必要な場合は、台帳の閲覧による方法を規定していること、また総務省からは、当該法律を根拠にして名簿等の提供はできないとの見解が示されていることから、データを提供することは難しい」との答弁でしたが、平成31年2月、第168回国会の予算委員会、総務大臣の答弁によると、防衛省から防衛省の施行令に基づいて自衛隊の募集事務に関して資料の提出要求があった場合、市区町村と防衛省・自衛隊が合意の上、紙媒体に限らず住

民基本台帳の「コピー」を提出することができるとの答弁をしております。

この総務大臣の答弁と、さきの区に来た総務省通達の見解では異なっておりますが、御所見をお伺いしたいと思います。

◎区民生活部管理課長

自衛官の募集対象情報の提出につきましては、住民基本台帳法の閲覧による方法ということで、区も協力をしていきます。

御指摘の総務大臣の答弁は、自衛隊法に基づく自治体の協力として提出しても構わないというような答弁をしたと捉えております。住民基本台帳法による取扱いが変更されるものではないというふうにご捉えてございまして、現時点では、住民基本台帳の情報につきましては、閲覧により行われるということで、総務省から通知を頂いておりますので、こちらの見解に沿って対応してまいります。

◆松浦威明 委員

それでは、今後総務省からの通達で、総務大臣の答弁とあり、自衛隊の募集事務に関して資料の提出要求があった場合、法にのっとり、紙媒体に限らず住民基本台帳の「コピー」の提出が可能ななどの通達があった場合、区はどのように対応するのでしょうか。

◎区民生活部管理課長

御指摘の募集対象の情報でございますが、こちらは個人情報に関わることでございます。現在も、最大限区として対応しているところでございまして、これまでと同様に慎重に対応していただく必要があると考えております。御指摘の、仮に通達があった場合には、その時点で判断したいと考えております。

◆松浦威明 委員

本予算で、自衛官募集事務費委託金として3万4000円計上されております。これは防衛省の要望とありであれば少ないのではないかと思っておりますが、御所見をお伺いします。

◎区民生活部管理課長

御指摘の3万4000円の委託金につきましては、自衛隊の募集のポスターの掲出あるいはその撤去のための費用を、委託として、委託金をもらっております。現在はシルバー人材センターに委託をしております。そちらの経費として確保してまいります。この対象の中心としては、私どものほうからお願している金額が頂けていると思っております。今後、委託の内容に変更があれば、その委託の内容に応じて委託金の変更も必要かと存じます。

◆松浦威明 委員

本委員会での区長答弁でも、地方行政は自衛隊募集に協力するのは当然だと

おっしゃっておりますので、総務省から新たな通達があった際には、適切な対応をお願い申し上げます。

◆松浦威明 委員

それでは次に、広島平和学習中学生派遣事業についてお伺いします。

平和の祭典とも言われるオリンピック・パラリンピックのレガシーとして、広島市に区長とともに区内の中学生を派遣して平和の大切さを学びに行き、中学生に、戦争の悲惨さや平和の尊さに対する認識を深めるとのこととで、これは有効な事業であると考えます。戦争の悲惨さや平和の尊さに対する認識を深めると書かれておりますが、どのようなカリキュラムを組むのでしょうか、お伺いします。

◎区民生活部管理課長

今回の平和事業でございますが、広島市役所の御協力も得まして、中学生の平和学習に必要な資料を取り寄せまして、教育委員会とも検討してまいります。カリキュラムとしては、まず事前学習を行いまして、8月に広島市へ行った際には、原爆ドームや平和記念資料館などの見学、そして被爆者の体験講話などを聞き、8月6日には平和記念式典がございますので、できましたらそちらに参列できるようにカリキュラムを組んでいきたいと思っております。その中で、平和の尊さを学んでいただくと考えております。帰りまして、学校のほうで報告などもして、いろいろ

るな方にその経験を伝えていただくということも考えてございます。

◆松浦威明 委員

広島市の原爆ドームの近くに原爆慰霊碑がありますけれども、そこには「安らかに眠って下さい 過ちは繰返しませぬから」と刻まれておりますが、この碑文を子供たちに見せるのでしょうか。また、見せるとしたらどのような説明をするのか、お伺いします。

◎区民生活部管理課長

平和記念公園の中には様々な慰霊碑などがあるというふうにお聞きしてございます。広島市から頂いた資料の中でも、原爆死没者慰霊碑というのが平和記念公園の中にあるということで、こちらも、先ほど申し上げました平和記念資料館などのそばでございまして、見学することが可能ではないかというふうにご考えてございます。また、平和記念資料館の資料の中で周辺の施設の説明をさせていただきますが、この原爆死没者慰霊碑の説明の中では、全人類の平和を誓う言葉が刻まれているというふうな説明が記載してございます。

◆松浦威明 委員

さきの戦争の極東軍事裁判で判事を務めたインドのパール判事は、平和に對する罪と人道に對する罪は戦勝国によりつくられた事後法であり、事後法をもって裁くことは国際法に反すると主張した方です。そのパール判事がこの碑文を読み、特にこの主語について

原爆を落としたのは日本ではない、落とした者の手はまだ清められていない、中略、過ちが戦争責任を示すなら、その種は西洋諸国の東洋侵略にあると述べています。本委員会で、他の委員からの質問に對し、世界で活躍できる人材を育てるというふうな答弁をしております。広島に落ちた原子爆弾は、当時の国際法違反にもかかわらず、世界では、特に米国においては、悲惨な戦争を止めさせるための正当な行為だったとの見解が半数を超えるという調査もあります。これらのことを踏まえて、将来子供たちが世界に出たとき、広島での経験をどのように受け止めてほしいと期待するのか、お伺いします。

◎区民生活部管理課長

今回の広島での学習を通しまして、広島市で見たもの、聞いたこと、学んだことをぜひ将来に生かしていただきたいというふうにご考えてございます。子供たちには、平和へのメッセージを様々な場所で発信してほしいと考えています。

◆松浦威明 委員

戦争で亡くなった方々のおかげで今があるという感謝の念と、過去と自分とのつながりを教えるべきと私は考えております。学校教育における平和に関する指導との関連で、本事業をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

◎済美教育センター所長

本事業におきましては、子供たちが日頃学校の授業ではなかなか経験できない

様々な活動を通じた学びが得られるということを期待しております。そういった意味では、子供たちにとっては大変貴重な機会であると認識しております。

◆松浦威明 委員

この項の最後に、区長にお願いがあります。区長が中学生と一緒に広島で戦争の悲惨さを学ぶということに同行するのであれば、中学生に、君たちと変わらない年の多くの少年少女が自ら命を投げ出し、親のために、兄弟のために、家族のために亡くなった方もいた、そしてその生き残った方々は必死で働いて、そして今君たちが存在しているんだ、そのようなことを伝え、そして、東京に帰ったら九段にある靖国神社の遊就館にも行って、当時の若者の遺書を読んでくれのようなお話を言ってほしいのですが、これは要望として伝えさせていただきます。

◎区長

子供たちにどういふような言い方をするかは分かりませんが、お答えになるかどうか分かりませんが、私は、歴史というのは、見る角度によつていろいろな見方ができるものだと思います。そういうものが歴史の深さであり、また学び面白さというか、そういうこともあるだろうと思います。また、歴史を通じて自分が成長していく、物の見方を高めていくというのは、やはりそういうことを通じてできることだと思います。

さきの戦争をどう捉えるかということについても、どっちが悪いんだと違ってくる。そういうことを学ぶ、そういう思考を育んでいくということが大事なことじゃないかというふうには私は思っています。戦後70年というところで、実際戦時体験を持っている人たちが、今の子供たちが成人になるときにはほとんどいなくなる、そういう世代の人たちがそういうことを考えるきっかけを幾つもつくってあげられるかどうかということは、大事なことだと思えます。ですから、それはやはり現地を見たり、それから、当事者の人たちがどういふ思いを語るか、あるいは残してきたかということを実際に学ぶということが大事なんじゃないか。その中で、それぞれ、自分たちの時代、平和を維持していく、あるいは世界の平和を実現していくためにはどうしたらいいのかということ、そういう学びを通じて考えていく人間として成長していかってほしいなと思っております。

◆松浦威明 委員

では、最後にお願ひがあります。子供たちにとっては、区長の一言が日本人の代表の一言になると思いますが、ぜひ、公正公平というか、いろいろな角度の視野に立って子供たちが考えられるような言葉を発していただきたいと思います。

威明先生、きっちり母上(松浦芳子

前杉並区議)の心を継いでおられます！ 安心安心！ マスキ

「文科省」不正検定！ 糾弾集会

6/27 江東区議会議員「瓶文隆」

6月25日憲政記念会館で開催された「文科省」「不正検定！」糾弾集会において、田沼千葉県議を中心とする地方議員が賛同議員として「令和元年度文科省教科書検定結果への疑問と憂慮を訴える地方議員声明」を当日、発表して読み上げました。

【声明】 令和元年度文科省教科書検定結果への 疑問と憂慮を訴える地方議員声明

令和元年度に文科省によって行われた教科書検定の結果に、私たち地方議員は、重大な疑問と憂慮を抱いている。自由社の『新しい歴史教科書』が、検定「一発不合格」となり、今年夏に、我々が所属する地方自治体で行われる教科書採択に加われなくなった。正しい歴史観に基づく歴史教科書を、中学生に届けたいと願っていた私達地方議員にとっては、採択の現場でその実現をすべく奮闘していたが、その有力な選択肢であった自由社の教科書が今回失われたこととなり、大変な衝撃と失望を抱いている。しかもこの検定では、外部の我々から見ても、検定意見が付

されるのに疑問符がつくようなものが、多々あるように見受けられる。

「生徒が誤解をするおそれのある表現」という主観の入り込む余地のあるものが実に検定意見の「割を超えるなど、果たして公正な検定が行われたのか、極めて疑問である。更に、新設された「一発不合格」も、疑問を禁じ得ない。そもそも検定制度は、指導修正をするためのものであり、「排除」するためのものではない。しかし一発不合格という排除が可能となると、教科書会社は倒産リスクもあることから、更に表現を萎縮させ、実態的には教科書調査官による思想統制になりかねない。

これは健全な制度なのだろうか。加えて今回は、他社教科書に「従軍慰安婦」の記述が復活し、検定合格した。「南京大虐殺」のあやしげな証言も掲載されている。これは先祖返りであり、歴史教科書が左に振れたと言わざるを得ず、やはり検定結果に重大な懸念を抱くものである。私どもは、これまでも各地方議会において、教科書の改善に繋がる様々な取り組みを行ってきた。しかしながら、地方自治体で行うのはあくまで「採択」のみであり、その前段階である「検定」において文部科学省が誤った制度運用をしたとすれば、私ども地方は手も足も出せず、そして一連の教科書行政が破綻してしまふ。今回の一件について、それを深く憂慮する。そして文部科学省に、多くの国民が納得できる詳細な説明と、制度の再検討について、地方議員として強く求めるものである。令和2年の7月25日

賛同地方議員有志一同

- 植村佳史(奈良県議) 山田忠良(西東京市議) 辻本ともこ(狛江市議) 三井田孝欧(柏崎市議) 田中ゆうたろう(杉並区議) 山本へるみ(元港区議) 吉田あい(杉並区議) せぬま剛(足立区議) 吉田康一郎(中野区議) 二瓶文隆(江東区議) 小坂英一(荒川区議) 松浦芳子(杉並区議) 土屋敬之(東京都議) 保坂康平(四街道市議) 折本龍則(浦安市議) 伊藤隆広(千葉市議) 阿部智(千葉市議) 桜井崇(千葉市議) 田沼隆志(千葉県議) 伊能敏雄(香取市議) 岩堀研嗣(松戸市議) 小澤隆(沼津市議) 東みちよ(横浜市議) 奥石かつ子(横浜市議) 横田光弘(神奈川県) 山本光宏(大和市議) 齊藤達也(横浜市議) 小島健一(神奈川県) 桜庭節子(新潟県議) 金野桃子(埼玉県議) 岡村ゆり子(埼玉県議) 八子朋弘(埼玉県議) 杉田茂美(埼玉県議) 江原久美子(埼玉県議) 松坂喜浩(埼玉県議) 並木正年(埼玉県議) 石川忠義(埼玉県議) 醍醐清(埼玉県議) 新井豪(秩父市議) 柿沼貴志(埼玉県議) 岡重夫(埼玉県議) 鈴木正人(埼玉県議) 荻村文規(廿日市市議) 落水清弘(熊本市議) 渡辺拓(宮城県議)

教科書展示会を視察 6-25 埼玉県議 鈴木正人より

教科書採択について取り上げられ

た事もあり、議会終了後には地元志木市総合福祉センターで行われていた教科書展示会を視察。主に歴史教科書の近代史について、チェックさせていたいただきましたが、「日本軍が戦時国際法に違反して捕虜を殺害し、婦女子を含む多数の市民が虐殺された」という伝聞情報だけで確かな証拠もなく事実関係が疑われている「南京事件」について埼玉各地で採択されている「東京書籍」を始め全ての教科書で掲載されておりました。

唯一救いだったのが、「育鵬社」だけが諸説あるという事が記載されている位で非常に危機感を覚えたところであります。

沖縄集団自決については、こちらも諸説あるにも関わらず日本軍によって集団自決をさせられたとする「学び舎」の教科書では、一方的な証言をする金城重明氏にのみ掲載され、客観性に欠けておりました。

いずれにしても、今回事実関係が不確かな「南京事件」を取り上げず、むしろ事実関係が確定している「通州事件」を取り上げた、「自由社」の教科書が教科書検定すら通らず教科書展示会にも展示されない異常事態となっております。

子供達が偏った歴史しか教わらず、引き続き自虐史観が植えつけられる恐れがあり、文部科学書の対応に怒りすら覚えると共に、教育委員会の方々にはしっかりと教科書の内容を読んでいただいて、よりましな教科書が採択される事を祈っております。

各位。各団体等からの報告。ご意見

沖縄防衛戦の意義 6/20 東京 落合道夫

の月は沖縄戦の終わった月である。
牛島中将は「秋を待たで枯れ行く島の
青草は御国の春に蘇らなむ」という辞
世を残して自決された。これは沖縄の
戦いで若くして戦死してゆく若者達よ、
日本が復興した時には再び君たちの命
は蘇るだろう。という意味である。そ
こでこの日本軍の戦いの意義を考えて
みたい。

1. 民族、国家、絶滅防止

戦前米国のルーズベルト大統領は、
対日戦争の戦後の選択肢として日本を
歴史的に消滅させることも考えていた
ようだ。国務省のホーンベック極東部
長が自分の意見として記している。し
かし日本軍が想定外の長期抵抗をした
ために、ルーズベルトの方が先に
(1945.4)に脳溢血で死亡したので
日本は運良く周辺国に分割されず今日
独立を保っているのである。もし早期
に降伏していれば、国土は分割され、
日本民族は大陸に送られて滅ぼされ、
国土には異民族が住んでいただろう。
そうした巨大な変化が可能なのは世
界の歴史を見れば分ることである。
したがって全都道府県を挙げての沖縄
陸海守備軍、航空特別攻撃隊、海軍の

の大和艦隊、県民の犠牲は甚大であつた
が、お国を守ると言う立派な成果を上げ
たのである。まったく無駄死にはなか
ったのだ。この事実を理解して英霊への
感謝、顕彰を行いたい。

2. 降伏時期の誤解

またもっと前に降伏していれば良かつ
たという意見を見ることがある。しかしこ
れは戦争とスポーツ競技を取り違えた
まったくの誤解である。というのは戦争
は政治の延長であり相手側には戦争に
目的がある。ソ連は日本が降伏しても戦
争を続けて北方領土を奪った。米国が放
置していれば北海道の留萌、釧路線以北
あるいは北海道全島をも占領した可能
性がある。

青葉慈蔵尊供養之日 6/22 東京 二澤浩一

本日6月21日は、青葉慈蔵尊供養之
日です。

青葉慈蔵尊は、満州赤十字に所属して
いた日本人看護婦さんたちで、敗戦後に
赤魔ソ連の鬼畜の蛮行の犠牲となられ
た大和撫子たちを供養するため、埼玉県
さいたま市西区三橋の青葉園に建立さ
れました。中村武彦先生が、犠牲になら
れた看護婦さんたちの上司である堀宮

美子婦長さんと懇意にされていた関係
から、中村先生のお供をして永年お参り
してきました。中村先生が書かれた『青
葉慈蔵尊由来記』を読むと、いくつにな
っても悲憤かつ慟哭してしまいます。
毎年のこととなりますが本日、今年も志
ある皆さんとご一緒にお参りいたしま
した。

◆◆◆◆◆ 青葉慈蔵尊由来

昭和二十一年春 ソ連占領下の旧満
州国新京の第八病院に従軍看護婦三十
四名が抑留され勤務していたが、ソ連
軍により次々に理不尽なる徵発を受け
その九名の消息も不明のまま更に四回
目三名の派遣を命ぜられた。拒否する
ことは不可能であることを覚悟したそ
の夜、最初に派遣された大島看護婦が
満身創痍瀕死の身を以って逃げ帰り
全員堪え難い凌辱を受けている惨状を
報告して息絶えた。慟哭してこれを葬
った二十二名の乙女たちは、六月二十
一日黎明近く、制服制帽整然として枕
を並べて自決した
先に拉致された同僚たちも 恨みを呑
んで自ら悲惨なる運命を選び 満州の
土と消えた

二十三年の暮 堀看護婦長に抱かれて
帰国した二十二柱の遺骨は、幾辛酸の
末、漸く青葉園園主の義侠により此地
に建立された青葉慈蔵尊の台下に納め
られた。九名の友の霊も合わせ祀られ
昭和三十一年六月二十一日開眼供養が
行われて今日に至った
凛烈たる自決の死によってソ連軍の暴
戾に抗議し、日本女性の誇りと純潔を

守り抜いた白衣の天使たちの芳魂
とこしなえに此処に眠る 合掌
◆◆◆◆◆
遺書

二十二名の私たちが自分の手で生命
を断ちますこと、軍医部長はじめ婦長
にもさぞかし御迷惑と深くおわび申
上げます。私たちは敗れたりといえ、
かつての敵国人に犯されるよりは死
をえらびます。

たとい生命はなくなりましても、私
どもの魂は永久に満州の土に止り、日
本が再びこの地に還って来る日、御案
内致します。その意味からも、私ども
のなきがらは土葬にして、この満州の
土にして下さい。

各自居場所での戦い方 6/19 東京 空花正人

保守VS反日、力関係は相対的では
よね。保守を頑張れと叱咤激励するの
と、反日側の力を削ぐのとの量的バラ
ンスです。

反日側に世間からの抗議が増えて
いけば、動きを牽制できるでしょう。
前にも申しましたが、例えば育鵬社
(自由社)の教科書を採択せよと声を
上げるのと、逆に反日自虐教科書を採
択するなという声を上げるのと、どち
らが効果的かということですが、

組織だって行うことに気を取られ
ることはありません、保守を任じる人

のちよつとした戦術の加減です。保守仲間であらうればよい、こつすべきたなどと言ひ合つていても、世の中変わらぬといふことです。反日自虐勢力との戦いにこそ微力を投入しましょう。塵も積もれば山となるから。

といふところで、最近私は、国連ジュネーブを舞台に反日自虐ロビー活動をしている動きに対しての反撃戦線に参加しました。守るより攻めるほうが強みを生かせるからです。

以下は、6日にある会合で外務省担当課長に差し上げた文書です。【参考までに。

外務省人権人道課 課長 ××様

教育問題懇話会 空花正人

令和2年の月6日 対策会議参加

表題 国旗国歌を尊重しない公務員の

政治闘争は認めてはならない

東京都教育委員会(都教委)は、2003年10月23日付けで全都立学校の校長らに通達を発し(10・23通達)、

卒業式・入学式等において国歌斉唱時に教職員らに対し、指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること、伴奏すること等を命じた。

都教委は、卒業式等の国歌斉唱時に起立斉唱またはピアノ伴奏せよという校長の職務命令に違反したとして、対象者を戒告・減給等の懲戒処分とした。

なお、この処分は毎年、卒業式等の度に繰り返され、10・23通達以降、職務命令違反として懲戒処分された教

職員は、延べ483名にのぼる。

これを不服とした教職員らは、都教委を相手に、数次にわたる無量2の件、原告数延べ700名もの損害賠償請求を行つてきたのである。長期間続いた多数の訴訟の確定判例は、すべて原告敗訴であった。国歌斉唱時の起立等を命じる校長の職務命令が憲法19条に違反するか

という争点については、2007年2月27日のピアノ事件最高裁第三小法廷判決と同様に、原告らが国歌斉唱時の起立を拒否することは、原告らにとっては、『口の丸・君が代』の『口の丸』は、日本の植民地支配・侵略のシンボルである。『君が代』は、天皇を賛美する歌である。だから認め難い、「生徒に強制することはできない。生徒の学習権や思想・良心の自由を侵害できない」

などという彼らなりの思想・良心に基づく一々の選択ではあるが、一般的には卒業式等の国歌斉唱時に不起立行為等であることが、原告らの勝手な歴史観ないし世界観又は信条と不可分に結びつくものではなく、また、校長の職務命令は、原告らの思想・良心それ自体を否定するものではなく、原告らに対し特定の思想を持つことを強制・禁止したりするものでもないとして、憲法19条違反とは認めなかつた。

続いて、判例は、地方公共団体が設置する教育委員会が、教育の内容及び方法について遵守すべき基準を設定する場合においては、公立学校を所管する行政機関として、その管理権に基づき、学校の教育課程の編成や学習指導等に関して基準を設定し、必要性、合理性が認められる

範囲内において具体的な命令を発することができるとして、都教委による10・23通達及びその後の指導について、都立高校を直接所管している都教委が必要と判断して行ったものである以上、改定前教育基本法10条の「不当な支配」に該当するまでは言えないと判示した。

ただし、原告らが、本件懲戒処分は、都教委の裁量権を逸脱・濫用している主張した点については、都教委がなした戒告・減給処分は、比例原則には反せず、社会観念上著しく妥当を欠くとはいえないとして、本件懲戒処分が都教委の裁量権を逸脱したものとは言えないとする一審判決を修正し、「戒告は裁量権の範囲内だが、減給・停職は慎重に考慮する必要がある」とする判断基準を示した。そのうえで減給と停職の処分を一部取り消した。だが、停職処分が取り消された教師は過去2年間で3回、不起立により処分を受けている。積極的な妨害はしていないといつても、校長による再三の指導や処分にも一向に耳を貸さず改めなかつた。判決は卒業・入学式での国旗掲揚と国歌斉唱が教育課程という認識が欠けている。

教員は児童生徒に国旗掲揚と国歌斉唱を指導する立場であり、来賓が起立しないのは重みが違つのである。指導を無視し続けた結果、処分が重くなつていったのは当然である。そもそも卒業式など厳粛な式典の雰囲気壊し、児童生徒に及ぼす悪影響を考へると、停職1カ月の処分はむしろ妥当で、「公務員は身分が守られ過ぎている」と感じる

国民は多いだろう。処分に高いハードルを課す今回の最高裁判決によって、見て見ぬふりをしている教育界の悪弊が一層強まることも心配。

国旗や国歌を大切にするのは国民の素養だ。子供たちにも、きちんと教

えなければならぬ。ところが学校では、長年にわたつて国旗や国歌を政治闘争や裁判闘争の道具とする教師勢力があり、さまざま悪弊がもたらされてきた。訴訟まで起こして抵抗する者たちは、表向きは教職員であるが、その実、左翼・反体制思想活動家である。学校の秩序を乱す狼藉ものである。彼らの主張はまさしくプロパガン

ダであつて、徒党を組み法廷闘争を利用して社会を混乱させようとたくらんでいる集団に帰属しているのである。

そもそも、児童の権利に関する条約第8条において、「児童が法律によつて認められたnationality(国籍、愛国心、国家)を含むアイデンティティについて不法に干渉されることなく保持する権利を尊重することを国は約束する」とある。これを文字とおり解釈すれば、「児童は、児童のアイデンティティである国旗、国歌を不法に干渉されること無く保持する権利を国から尊重される」といふ国際理解である。

従つて、「締約国は、児童の国旗、国歌を保持する権利を、尊いものとして大切に扱うことを約束する」といふことである。

(以下省略)

川内時男公立中学校長の教育宣言

元徳島県立中学校校長 川内時男

15、スクールカウンセラーとエビデンス (3/25)

スクールカウンセラーとは、不登校やいじめなど、子供が抱える様々な問題について、直接子供を指導したり、教師にアドバイスを与えるなどの役割を担う臨床心理士のことです。これは文科省が「いじめ問題」や「不登校問題」の解決を主目的として平成7年から始めた事業ですが、その後事業の規模は拡大・膨張し、平成30年度には「いじめ対策・不登校等総合推進事業」(平成30年度予算64億円)として、全国の小・中学校にスクールカウンセラーが配置されました。しかし、いじめ・不登校問題は改善されるどころか、むしろ深刻さを増しています。

私が現役時代、不登校問題に関しては専門家が唱える「不登校の子供は精神的に疲れているので、家庭で休養させ、エネルギーを回復させれば自ら進んで登校するようになる」という説が主流でした。これまでは登校を誘う子供に対しては、先生がなだめたり、すかししたり、時には厳しく叱って登校するように指導していましたが、カウンセラーをはじめとする専門家達は「学校に来るように指導すれば、それによって子供がストレスを感じ、エネルギーの回復が遅れるので、しない方がよい」と言うのです。これを読んでいる皆さんはどう思われますか？

学校に行きたくない、とグズる子供を数週間休ませたら、子供が元気を回復し、自ら進んで学校に行くようになる、など信じられますか？ 病気や怪我でやむを得ず学校を休む場合などは別ですが、子供は学校を休めば休むほど学校の敷居が高くなり、怠け癖がつき、ますます登校しなくなるものです。こんなことは素人でも分かることです。そして学校がスクールカウンセラーのアドバイスを従っていたら、案の定不登校が増えました。文科省の施策はまたもや空振りです。

16、不登校を増やしてしまった文科省の施策 (3/29)

前回、不登校に関する専門家の言葉・・・「登校を誘う子供は家で休養させればエネルギーを回復して、自ら進んで学校に行くようになる」を紹介しましたが、その論には全くエビデンス(証拠)がありませんでした。つまり不登校問題は全く改善されなかったのです。それどころかカウンセラーの数を増やすほど不登校の子供が増えたのです。グラフで見ますと大した増加には見えませんが、子供の人数が減少していることを考えれば、相当な率で増えていることとなります。教師達は「ストレスになるから子供に学校に来るように働きかけない方がいい」というカウンセラーのアドバイスを受け、それまでやっていた家庭訪問や学

校に来るよう促す指導をしなくなりました。不登校の数が増えるのは当たり前です。そもそも「子供がストレスを感じるから・・・」として必要な指導を手控えたと言っているのが間違いです。ストレスになろうとなかろうと、必要な指導はためらうべきではないのです。素人でも理解できるこれらのことを、専門家達は理解できなかったのでしょうか。

さしもの文科省もこの現実を受け「不登校児童・生徒には適宜登校を促すことが大事」と方針転換をしました。いくら高邁な理論であっても実績が伴わなければ、それはきれいな事に過ぎないのです。物事は理屈ではなく結果が全てだということなのです。

17、「体罰絶対的禁止」が学校を機能不全にさせた (4/1)

改めて言うまでもありませんが、教育現場では子供に対する体罰は禁止されています。法によって明確に禁止されている以上、体罰は是非か非か、などの議論は無意味です。ご存じない方も多いでしょうが、実は体罰禁止は戦後になってからの話ではなく、明治の時代からすでに禁止されていました。ということは、体罰禁止は我が国の伝統教育なのです。「体罰を禁止するから学校が荒れるのだ、そんな法律など廃止しろ」と言う声もありますが、私個人としては体罰禁止は正しい姿だと思っています。なぜなら体罰を全面的に容認すれば、指導力のない教師が力にたよった指導をするようになるからです。しかし法律であれ何であれ、

決まりというものは弾力的に運用することが肝要です。杓子定規に「いかなる場合も、いかなる些細な体罰も許されない」としていたのでは、現実の場面で法の趣旨が生かせません。この場合の法の趣旨とは「教師が子供に対して理不尽な暴力を振るうことを防ぐために」と言うことです。その趣旨を踏まえることなく、杓子定規に解釈して、教師から一切の力の行使を禁じてしまったら、学校は機能不全に陥ります。学校は全ての子供が身の危険を感じることなく、安心して学べる場所ではなくてはなりません。だからこそ「子供の学ぶ権利」です。この権利を保障するためにも教師による必要最小限の力の行使は認められなければなりません。教師の指示に従わず反抗的な態度を取る子供の胸ぐらをつかめばこれが体罰、子供を厳しい言葉で叱りつけたら言葉の暴力、授業中に騒ぐ子供を廊下に立たせたら教育を受ける権利の侵害など・・・決まり事が硬直化して弾力性を失えば、そもそもその学校教育本来の機能が損なわれるのです。現場教師の苦労を知ろうとせず「力で子供を押さえ込むのは教育ではない」「加害者も被害者、話し合うことが大切」などと、きれいな事を並べ無責任なマスコミやコメンテーターなどは教育を荒廃させた張本人と言えましょう。教育を語るのに「きれいな言葉」は無用です。学校という所は「霊長類ヒト科の子」である子供を「教室」という「檻」に閉じ込めて「飼育」しているのです。この現実を忘れてファンタジーに浸っているのは教育はできません。

今日の新聞報道・ニュース等

**ゴスペルと日本人論 新型
コロナで休校中の児童に異
色バンドがライブ動画授業**
2020.4.6 サンケイ

和洋の楽器が溶け合うヘヴニースのライブ。中央のシンセサイザーが石井氏。左の妻でボーカルのKUMIKOさんの2人がバンドの中核だ（HEAVENISE提供）

新型コロナウイルスの感染拡大で休校中の大阪の小学生に向け、異色のゴスペルバンドがネット配信でライブ動画授業を行った。尺八とサククス、三味線とギターなどが競演する和洋混在の演奏に加え、自尊心を養う講話を披露。18世紀、西洋に先駆け空を飛行した備前・岡山の青年を紹介し、「先祖の力を自覚すれば逆境も乗り越えていける」と呼びかけた。（風間正人）

3月16日、東京・港区のライブスタジオ。和太鼓やドラム、琴、ピアノなどの奏者13人は、ゴスペルシンガーで牧師、作家などの肩書を持つ石井希尚氏（55）率いる「ヘヴニース（HEAVENISE）」。グラミー賞を7度受賞したゴスペル界の大御所、故アンドンレ・クラウチの支援で米国で本格デビューし、現在は国内のほか米国や

中東、アフリカなどで公演を続けている。照明や音響、録音、カメラ3台を操作するスタッフら約70人が見守る中、ライブは始まり、琴と尺八の独奏にドラム、サククス、三味線、和太鼓が加わっていた。YouTubeで視聴するのは、大阪・大正区の市立泉尾北小の児童らだ。童謡に代表曲「リフト」、9つの和太鼓による勇壮な「スリー・イン・ワン（三位一体）」などのほか、コントもあって全体で約2時間20分。

ライブは、芸術鑑賞会の形で同小体育館で行う予定だった。一斉休校でかわりなくなり、石井氏の意向で動画配信に切り替えた。動画配信は初めてだった。だが目を引いたのは、石井氏が語る、ある日本人の物語だった。

日本人のすごい

曲は同小の校歌に代わった。「みんな、聴いてる？」。シンセサイザーを演奏する石井氏が語りかけた。

石井氏は1903（明治36）年、飛行機で初めて空を飛んだ米国のライト兄弟を取り上げ、その12年前、ハンクグライターで滑空し兄弟に大きな影響を与えたドイツ人、オットー・リリエントールに触れた。

「だから、リリエントールは世界中で『航空工学の父』と呼ばれ、尊敬されている。でも、本当かな？」

リリエントールより106年も前、1785（天明5）年に空を舞った日本人がいた。トビを模した竹と紙と布製のグ

ライターで30メートル滑空した備前・岡山の表具師、浮田幸吉である。

石井氏は、手先が器用で好奇心旺盛だった幸吉が、羽ばたく鳥を見ながら「同じ羽を作れば空を飛べる」と考え、失敗の末に実現するまでを説明していく。

「人が空を飛ぶなんて誰も考えない、いとすれば天狗（てんぐ）といわれた時代に幸吉はできると考え、成し遂げた。すごいことだ。君たちの中にも幸吉と同じモノづくりの力が脈打っている」

石井氏は、公演で訪れたイスラエルやエチオピアでの話も紹介した。紛争や宗教対立が続く難しい国々だったが、「日本人というだけで、どの勢力からも大歓迎された」という。

「日本人はすごい。君たちも中東やアフリカに行けば平和の使者になれる。それは先祖たちが築いてきた力で、僕たちはそれを受け継いでいる。その力を自覚すれば、（新型「コロナ禍」の）今の逆境も乗り越えていける」と強調した。

ベースは自尊心

石井氏は、東京・世田谷区生まれ。高校2年で画一教育に疑問を持って自主退学、仲間とフリースクール「寺子屋学園」を設立し、10代の学園代表として教育問題に力を注いだ。音楽活動も続け、ゴスペルに魅了されて渡米、聖書を学び、29歳でカリフォルニア州認定の牧師になった。10年後、アンドンレ・クラウチと出会いヘヴニースを結成、米国で本格的活動を始めた。フリースクール校長やカウンセラーの肩書も持つ。

そんな軌跡の中で培った石井氏の基本は「自尊心」だという。

「教育の第一義的責任は健全な自尊心を育むこと。健全な自尊心とは自分の価値をどう見積もるかですが、特技などの外的要因に根拠を求めてしまいい、他者との比較の中で傷つき、卑下してしまいがちです」

「人の価値は本来、他人の評価には依存しない。存在そのものに価値があるのに、多くの人は気付かない。何があっても失われぬ自尊心の土台は、自分の存在そのものに不動の価値を見いだすこと。われわれは日本人です。その意味と価値を再発見すること。日本人だから頑張れると思える心が深く根付くこと以上に、健全な土台はありません」

今年2月、ヘヴニースの公演を初めて見たという泉尾北小の前校長、小田村直昌さん（61）は3月末で退任は「本当に驚き、感動しました。ぜひ子供たちにも聴かせたかった。コロナ感染禍のこんなときだからこそ、素晴らしい芸術鑑賞になったと思います」要請があれば、公演にも応じるとい

う。「ヘヴニース」ヘブン（天国）とジャパニースを合わせた「天の道に生きる日本人」の意。アンドンレ・クラウチの支援を得て2005（平成17）年、リードボーカルで妻の久美子さんと結成。カーク・ウェイラムやシーラEら著名アーティストと共演、11年秋から米国各地でツアーを重ね12年に全米デビュー。14年からは外務省後援の「民間音楽使節団」として、世界各地を回っている。

連合艦隊各艦の予定・活動報告

NPOの法人百人の会

●現在、コロナのおかげで、やりたいテーマはたくさんありま音、勉強会等が開催できません。取りあえず、今年度の総会は書面で集ませ、7月16日、大阪府庁（吹田市）に、令和元年の活動報告は提出してまいりました。

メールや機関誌による情報発信は滞ることなく、元気に発信しております。

台湾人日本国籍確認訴訟

・第一回口頭弁論 東京地裁は現在のところ目途が立ちません。秋風のころにおは、と思いま音。取りあえず7月1日、双方の代理人裁判所で進行協議が行われ、被告から準備書面（事実上の答弁書）、疎明資料等が提出されました。詳細はHPをご参照ください

〔台湾籍、日本人、支援〕で検索ください。

編集後記

【その1】
各議員、議長、副議長、委員長、副委員長等、役職につかないでいただきたい。などと書くわけにはいきませぬ。でも、「是非〇〇議員の質問を拜

聴したい」と思い（特にベテラン議員）会議録を検索すると、役職につかれていて質問されていない。最近やたらと多い我々、齢を取ったんですかねー。事務局

【その2】

6/29 直近ではちよつと前の話になってしまったようだが、連日マスクミは「安倍は遅い」「安倍は遅い」と報じた。マスクや定額給付金の配布が遅いというのだ。そもそも安倍さんが袖をめぐって事務作業をするわけではないの

近所の行きつけの喫茶店、コロナで4月以降客がほとんど入ってない。見るからに明らか。そこで持続か給付金や大阪府や吹田市の給付金を申請するようにアドバイス。ところがこのマスター、いまだき難儀な人物でパソコンのそばに行くとしんましながら出るという。超アナログ人間。それでうちのパソコンから入力してあげ、今月の6月18日に申請した。ところが今日（30日）持続か給付金、100万円の入金があったと泣きながら電話があった。10日ちよつた。

持続化給付金はその事務作業の民間委託で、何とかいつ会社が200億田中抜きしたとかしないとか、マスクミをにぎわしている。200億でも500億でも、いくらでも抜いてくれ、これだけはやくやってくるなら。そこで知り合いのマスクミに片っ端から電話。「あんたら散々遅い遅いと安倍をこき下ろした。

だから、今度は「安倍はやる」ことが早い、素晴らしい」と報道する義務がある。と迫つたら、マスクや定額給付金は国民全体のこと。持続か給付金は一部の人だから全体の話ではない。と言つ。さすがのマスクミも屁理屈には自信があるが、マスクミには負ける。このやろろろ！

各議員に申し上げたい。選挙の前になると電話作戦を行う。そんなもの、選挙の前によつても何の意味もない。（ことはないだろうが）やるならいまだ。後援会名簿からご商売をしている人、片っ端から「〇〇給付金の申請はされました

活動資金の協力をお願い

郵便振替 00980-8-245547 MASUKI情報デスク
銀行 090-0245547 MASUKI情報デスク
三菱UFJ銀行千田支店 0044349 普通 増本聖夫

まずは、平素より私どもの活動に力強いご支援を賜り心から御礼申し上げます。マスク情報デスクは後記団体にご縁のあった人の名簿を管理し、『M情報活動報告』を毎月全国約5千（目標1万）部（議員×割）発送しています。私も子どもは子供達に誇りある国を残すため必死で戦っています。ところが問題は活動資金。何卒ご協力をよろしく。※このM情報は特に「購読料」は設定していません。カンパをよろしくお願

か。」と電話。多くの人は、受給権利があるのに自分に関係ないと思つている。「個人事業主」といつ言葉を限定的に誤解している。「〇〇商店」と看板を上げ、お店をしていないとだと思つている。空き缶を拾い収入を得ていてもいいのだ。今から去年の確定申告をしたらいい。〇〇給付金は他人事じゃないですよ、貴方のことですよ。と教えてあげていただきたい。票のためではなく、日本経済を活性化させるため。質問があれば何なりと。マスク

○カンパ金の主な用途は、下記サポート団体の、活動の資料等の発送費・道路、公園使用料・交通費、通信費・資料、ピラ等の制作・備品購入費等

○M情報が管理・サポートしている主な団体

- ・NPO法人百人の会
- ・救う会大阪
- ・憲法一条の会・英霊を被告にして委員会
- ・台湾人日本国籍確認裁判等

◇ 前記口座、または同封の郵便振替 12111協力ください。

原稿・同封資料の募集、メール配信について

本紙に掲載ご希望の論文、情報等ほとんど表記事務所までお送りください。また、弊紙は郵メールで発送し、重さ制限は50gです。また余裕がございませんので、資料等の同封が可能です。ご相談ください。

『M情報』では、日々、全国各地の間から情報が送られてきます。それをメールで転送配信します。内容はどこよりも詳しく多種多様。試しに一度受信してみませんか。要領は巻頭のアドレスに「メール希望」と空メールを（発信名義「NPO法人百人の会」）。